

2. 資料

資料 I 調查資料一式

平成26年8月

指定添加物製造量・輸入量調査 資料一覧

この封筒には下記の資料等が同封されておりますのでご確認下さい。
もし不足のある場合には、恐縮ですが、下記にご照会下さい。

(1) 同封資料等

- 資料1. 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 挨拶
- 資料2. 指定添加物製造量・輸入量調査要領
- 資料3. 調査票Ⅰ記入要領
- 資料4. 調査票Ⅰ
- 資料5. 調査票Ⅱ記入要領
- 資料6. 調査票Ⅱ
- その他. 返信用封筒

(2) 貴社の企業番号

*封筒の宛名シールに記載されている企業番号とご照合下さい。

(3) 照会先：

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング6階

一般社団法人日本食品添加物協会 (担当 上田、森)

Tel: 03-3667-8311

Fax: 03-3667-2860

e-mail: seisan1982JAF@jafaa.or.jp

本調査票の宛名となっている方が異動等でご不在の場合には、業務を継承された方がご対応頂きますようお願いいたします。

平成 26 年 8 月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
長谷部 和久

指定添加物の生産量統計調査（第 11 回）へのご協力要請の件

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、食品衛生行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、近年の食生活の多様化、食品流通のグローバル化などを背景として、食品の安全に対する国民の関心は、非常に高いものがあり、厚生労働省としても食の安全を確保すべく、科学的知見に基づき取り組んでいるところです。このため、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上極めて重要なことと考えております。

「食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業））では、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室 佐藤恭子室長を分担研究者として、分担研究「食品添加物規格試験法の向上と使用実態の把握等」の中で「食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関わる研究」を進めています。本研究を推進するために、昭和 59 年度以降、3 年ごとに、食品添加物製造・輸入事業者を対象に指定添加物（食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げられている添加物）の製造量・輸入量について調査を行ってまいりました。前回の調査においても、全国約 680 食品添加物製造・輸入事業者のうち 80% を超える方々の御協力をいただき、調査結果を踏まえ、当該調査年度における指定添加物の品目ごとの食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算出することができました。

今般、平成 26 年度においても指定添加物使用量、摂取量を把握する目的で、指定添加物の製造量・輸入量について調査を実施することとしております。今後、同研究班より調査票を送付させていただくこととしておりますので、本調査の趣旨を御理解のうえ、是非とも御協力いただきますようお願い致します。

敬具

目次

まえがき	1
1. 調査方法及び調査結果	3
2. 資料	7
資料 I 調査資料一式	7
3. 集計	27
集計 1 食品添加物用途別 食品添加物名と全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	27
集計 2 食品添加物品目別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	43

まえがき

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造所に調査表を送付し、食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの、自家消費されたもの）の種類・生産・輸入・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則別表第1に掲げられている添加物）について平成25年度の生産流通を対象に平成26年度に初年度調査を行った。平成27年度は前年度の未回答事業者を主に再度調査を行い、また内容について疑義のあるものを研究班員が手分けして質問し、これを明確化した。

初年度に送付した653社のうち、廃業、合併の理由で調査不可能の業者が3社あったが、本年度新たに対象と思われた7社を加え、最終的な有効送付先は657社（第10回最終689社）となった。この7社と前年度未回答事業者への再調査の結果、新たに85社からのアンケート回答を得ることができ、回収率は86.6%（前年度報告時点74.1%）となり、第10回調査の最終水準である82.1%を上回った。また、回答に疑義のあった42社の再調査により、データがより精緻となり信頼性が上がった。

この修正統計データを用い、次年度加工食品統計等を用い、純食品向け添加物提供量を求め、1日1人平均食品添加物摂取量を計算する。

修正調査結果は、資料として以下の順に整理してある。

集計1 食品添加物用途別 食品添加物名と全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計2 食品添加物名別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

本調査研究は昭和57年以来、藤井正美前神戸大学薬学部教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究グループによって運営、推進されてきたが、平成20年度より、西島基弘実践女子大学名誉教授をリーダーとした同研究グループにより、調査研究が行われている。

生産量統計調査を基にした食品添加物摂取に関わる研究グループ（平成28年3月現在）

リーダー	西島 基弘	実践女子大学	名誉教授	
グループ員・研究事務委任受託者				
	上田 要一	(一社) 日本食品添加物協会	専務理事	
グループ員	森 将人	(一社) 日本食品添加物協会	常務理事・技術委員長	
同	脊黒 勝也	(一社) 日本食品添加物協会	常務理事・安全性委員長	
同	伊藤 澄夫	(一社) 日本食品添加物協会	技術委員	
同	斉藤 知明	(一社) 日本食品添加物協会	技術委員	
同	坂井 昭浩	(一社) 日本食品添加物協会	技術委員	
同	西山 浩司	(一社) 日本食品添加物協会	技術委員	
同	久保 聡	(一社) 日本食品添加物協会	技術委員	
同	山田 隆	(一社) 日本食品添加物協会	顧問	
同	高橋 仁一	(一社) 日本食品添加物協会	顧問	
同	岡野 秀夫	(一社) 日本食品添加物協会	事務長	

以上

1. 調査方法及び調査結果

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造所に調査表を送付し食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの、自家消費されたもの）の種類・生産・輸入・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則 別表第1に掲げられている添加物）について平成25年度の生産・輸入・販売・使用を対象に調査を行った。

この指定添加物を対象とした調査は昭和59年第1回報告を行って以来、3年毎に行われ、今回は第11回の調査となる。

1-1. 平成26年度調査

- (1) 調査法 アンケート方式（資料Ⅰ：調査資料一式）
- (2) 調査対象年度 平成25年度
- (3) 調査対象 指定添加物438品目
- (4) 調査内容

調査票Ⅰでは、製造及び輸入した品目名を調査する。

調査票Ⅱでは、調査事項Ⅰで製造量及び輸入量を記入して、総供給量を調査し、調査事項Ⅱで食品向け、輸出量及び食品以外の用途別に記入して、総出荷量を調査する。

- (5) 調査対象製造所

原則として、平成12年に厚生省生活衛生局食品化学課が調査を実施し作成した「食品添加物製造（輸入）業者名簿」（平成12年1月現在）を使用し、指定添加物の製造または輸入の営業の申請を行っている業者の全製造所、および第10回までの調査、追調査で追加された業者を対象とした。

今回の調査（第11回）は、従来の対象業者に、新規の協会の書籍購入業者、協会の相談コーナー利用業者および食品衛生管理者講習受講業者等の中から、新たに本調査の対象業者を選んで、調査対象業者の裾野の拡大に努めた。一方で、従来アンケートを送付していた業者のなかで、取り扱いを止めた業者や将来に渡って該当品を取り扱わないことが確実である業者は調査対象から除外した。

初年度に調査票を送付した653社のうち、廃業、合併の理由で調査不可能の業者が3社あったが、本年度新たに対象と思われた7社を加え、最終的な有効送付先は657社（第10回最終689社）となった。

1-2. 平成27年度調査（26年度の追調査）

アンケート個票ならびに、その集計表を点検して、記入不備・記入値等に疑問のあ

る42業者を抽出して、TEL・メール照会等を行い、集計化向上と精密化を期した。さらに、本年度新たに追加した7社への調査に加え、初年度未回答企業へのTEL・メールでの再調査を101件、合計108件の調査を行った。その結果85社から回答を得た。

2. 調査表回収結果

(1) 回収結果（各年度報告時点での比較）

	第10回			第11回		
	平成23年度	平成24年度	合計	平成26年度	平成27年度	合計
調査数	688	64	688	653	108	657
回収	502	60	562	484	85	569
回収率(%)	73.0	93.8	81.7	74.1	78.7	86.6

(2) 回収率の比較(%)

※第11回については本年度報告時点の数値

	第4回 (平成4年対象)	第5回 (平成7年対象)	第6回 (平成10年対象)	第7回 (平成13年対象)
回収率	90.8	90.4	89.0	86.2
	第8回 (平成16年対象)	第9回 (平成19年対象)	第10回 (平成22年対象)	第11回※ (平成25年対象)
回収率	80.4	80.7	82.1	86.6

調査票の最終の回収成績は上記の通りであるが、今回は第一次調査（平成26年度）で74.1%の収率を挙げ、また今年度実施した追調査により、最終的には86.6%の回収率となった。

3. 調査票の課題への対応

今回も調査票を抜本的に見直して、調査票回答者にとっての「分かり易さ」と「業務の効率化」が進展出来るよう改善した。結果として、高回収率に反映され、また記入ミスが減少したと考えられる。

4. 調査結果

回収された調査票をもとにデータをコンピュータ入力し集計を行い下記の集計票を作成した。

集計 1 食品添加物用途別 食品添加物名と全出荷量、純食品向け出荷量、
輸出量調べ

集計 2 食品添加物名別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、
輸出量調べ

以上

2. 資料

資料 I 調查資料一式

平成26年8月

指定添加物製造量・輸入量調査 資料一覧

この封筒には下記の資料等が同封されておりますのでご確認ください。
もし不足のある場合には、恐縮ですが、下記にご照会下さい。

(1) 同封資料等

- 資料1. 厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課長 挨拶
- 資料2. 指定添加物製造量・輸入量調査要領
- 資料3. 調査票Ⅰ記入要領
- 資料4. 調査票Ⅰ
- 資料5. 調査票Ⅱ記入要領
- 資料6. 調査票Ⅱ
- その他. 返信用封筒

(2) 貴社の企業番号

*封筒の宛名シールに記載されている企業番号とご照合下さい。

(3) 照会先：

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング6階

一般社団法人日本食品添加物協会 (担当 上田、森)

Tel: 03-3667-8311

Fax: 03-3667-2860

e-mail: seisan1982JAFA@jafaa.or.jp

本調査票の宛名となっている方が異動等でご不在の場合には、業務を継承された方がご対応頂きますようお願いいたします。

平成 26 年 8 月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
長谷部 和久

指定添加物の生産量統計調査（第 11 回）へのご協力要請の件

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、食品衛生行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、近年の食生活の多様化、食品流通のグローバル化などを背景として、食品の安全に対する国民の関心は、非常に高いものがあり、厚生労働省としても食の安全を確保すべく、科学的知見に基づき取り組んでいるところです。このため、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上極めて重要なことと考えております。

「食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業））では、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室 佐藤恭子室長を分担研究者として、分担研究「食品添加物規格試験法の向上と使用実態の把握等」の中で「食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関わる研究」を進めています。本研究を推進するために、昭和 59 年度以降、3 年ごとに、食品添加物製造・輸入事業者を対象に指定添加物（食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げられている添加物）の製造量・輸入量について調査を行ってまいりました。前回の調査においても、全国約 680 食品添加物製造・輸入事業者のうち 80% を超える方々の御協力をいただき、調査結果を踏まえ、当該調査年度における指定添加物の品目ごとの食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算出することができました。

今般、平成 26 年度においても指定添加物使用量、摂取量を把握する目的で、指定添加物の製造量・輸入量について調査を実施することとしております。今後、同研究班より調査票を送付させていただくこととしておりますので、本調査の趣旨を御理解のうえ、是非とも御協力いただきますようお願い致します。

敬具

指定添加物製造量・輸入量調査要領

本調査は、平成26年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業)「食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究」における分担研究の中で、「食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関わる研究」として実施するものであり、西島基弘実践女子大学名誉教授をリーダーとして、一般社団法人日本食品添加物協会内に組織された研究班によって行われます。なお、指定添加物ごとの集計値をもとに算出された一人あたり一日摂取量は行政機関のホームページ(国立医薬品食品衛生研究所HP)で公表を予定していますが、記入される事項が企業別に公表されることはありません。また、調査票は所定の整理終了後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が回収いたします。

1. はじめに

本調査は、食品添加物製造・輸入事業者を対象として、指定添加物(食品衛生法施行規則別表第1に掲げられている添加物)について1年間の製造量・輸入量を調査することにより、指定添加物の食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算出することを目的としております。

本調査は3年おきに実施しており、今回は11回目の調査となります。前回の調査において、製造・輸入実績のある食品添加物製造・輸入事業者の方々を中心に調査を行うこととしております。

なお、ご回答がない場合は、貴社製造・輸入品目について、日本における生産・流通実態の確認ができず、指定添加物から削除される可能性も考えられますので、ご注意ください。

関係各位の格別の御協力をお願い申し上げます。

2. 調査対象

本調査は食品衛生法施行規則別表第1に収載されている指定添加物であり、以下に該当するものを対象としております。

- (1) 原体として製造・輸入されたもののうち、
 - ① [食品添加物]の文字を表示し出荷したもの(国内食品添加物製造・輸入業者から購入し、小分け、または添加物製剤の製造を行う場合を除く。)
 - ② 添加物製剤または食品の製造の目的で自家使用したもの
- (2) 食品添加物製剤として輸入したもの

3. 調査の対象期間

平成25年4月から平成26年3月までの1年間と致します。貴社の事業年度がこれと異なる場合は、平成25年4月1日を含む1年間としていただいても結構です。

4. 調査票の記入方法

「調査票Ⅰ」、「調査票Ⅱ」は、それぞれの記入要領に従って記入して下さい。回答に際しては、製造所ごとでなく、全社分を本社などで取りまとめて提出していただくようお願いします。

5. 今回の調査に該当しない場合

この調査の目的は製造量・輸入量（製造及び輸入によって国内に供給される量）の把握ですので、対象期間中に2.の調査対象に該当する品目の取り扱いがない場合は、[1]～[8]を記入した「調査票Ⅰ」のみご返送いただきますようお願いします。[8]については、「今期間は該当しない」または「今後も該当しない」欄に○印を記入し、「今後も該当しない」欄に○印した場合はその理由であてはまる項目に○印を記入して下さい。

6. 回答期限

「調査票Ⅰ」、「調査票Ⅱ」は 平成26年10月10日迄に 同封の返信用封筒を使用して、下記までご返送いただきますようお願いします。

お手数ですが、返信用封筒に貴社の企業番号を記入して下さい。

(回答送付先) 〒100-8782

日本郵便(株)銀座郵便局 J Pタワー内分室 郵便私書箱 第2031号
(J A F A)

厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課

7. お問い合わせについて

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記までご照会下さい。

(照会先) 〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング 6階

一般社団法人日本食品添加物協会 (担当 上田、森)

TEL: 03-3667-8311 FAX: 03-3667-2860

e-mail: seisan1982JAFa@jafaa.or.jp

以上

調査票Ⅰ 記入要領

調査票Ⅰは、指定添加物名（食品衛生法施行規則別表第1に記載された食品添加物品名）に番号を付けた一覧表です。本調査の趣旨でいう食品添加物原体は、この一覧表のいずれかの品名に該当します。各欄の該当するところに○印を付して下さい。

本調査の調査対象期間は、平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）としますが、貴社の会計年度が異なるときには、平成25年4月1日を含む年度を対象期間として下さい。

[1] 資料一覧（表紙）に記載されている貴社の「企業番号」を記入して下さい。本社で各製造所の分もまとめられたときには、各製造所の企業番号も欄外に記入して下さい。

[2]、[3] 貴社名、所在地を記入して下さい。

[4]、[5]、[6]、[7] 本調査票をご記入頂いたご担当者の連絡先を記入して下さい。

[8] すべての食品添加物品目について、対象期間中に製造も輸入もしていない場合、「今期間は該当しない」または「今後も該当しない」欄に○印を記入して下さい。「今後も該当しない」欄に○印した場合はその理由であてはまる項目に○印を記入して下さい。

① 製造 : 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

1. 貴社で、合成品原料、食品添加物（新たな食品添加物原体を製造するための原料として使用するものに限る。）または天然物原料を使用し、合成、培養、抽出、精製などの操作を加え、規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体
2. 貴社で、化学薬品を購入して、貴社で規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体

② 輸入 : 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

1. 貴社で、日本で指定されている食品添加物原体として輸入している食品添加物原体
2. 貴社で、輸入している食品添加物製剤中に配合されている食品添加物原体

その他 :

1. 「換算基準」欄に換算に関する記載がある食品添加物は、調査票Ⅱの調査事項の数量をご記入の際、ご留意いただきたい食品添加物で、その際には、調査票Ⅱ記入要領をご覧ください。
2. 「品目」欄に*印、**印、*3印が付された食品添加物は、調査票Ⅱの調査事項の数量をご記入の際、ご留意いただきたい食品添加物で、その際には、調査票Ⅱ記入要領をご覧ください。
3. 加工デンプン11品目は、食品扱いのものが食品添加物として指定されましたが、記入するものは、[食品添加物]と表示されたものに限ります。食品扱いの加工デンプンは含みません。

以上

資料 4

[1] 企業番号 ※					[2] 企業名	[3] 所在地 〒
[4] 所属部署名					[5] 担当者名	[6] 電話番号： () [7] Eメールアドレス：

※資料一覧（表紙）の「企業番号」を記入して下さい。

[8]	今期間は該当しない		元々製造・輸入はしているが、今回の調査期間にはなかった。
	今後も該当しない		理由（・元々対象外だった ・生産を止めた ・その他（ ））

調 査 票 I

No.	品 名	換算基準	①製造	②輸入
1-1	亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛）			
1-2	亜鉛塩類（硫酸亜鉛）			
2	亜塩素酸水			
3	亜塩素酸ナトリウム	70%		
4	亜酸化窒素			
5	アジピン酸			
6	亜硝酸ナトリウム			
7	L-アスコルビン酸			
8	L-アスコルビン酸カルシウム			
9	L-アスコルビン酸2-グルコシド			
10	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル			
11	L-アスコルビン酸ナトリウム			
12	L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル			
13	L-アスパラギン酸ナトリウム			
14	アスパルテーム			
15	アセスルファムカリウム			
16	アセチル化アジピン酸架橋デンプン			
17	アセチル化酸化デンプン			
18	アセチル化リン酸架橋デンプン			
19	アセトアルデヒド			
20	アセト酢酸エチル			
21	アセトフェノン			
22	アセトン			
23	アゾキシストロビン			
24	アニスアルデヒド			
25	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物			
26	アミルアルコール			
27	α -アミルシンナムアルデヒド			
28	D,L-アラニン			
29	亜硫酸ナトリウム	無水物		
30	L-アルギニンL-グルタミン酸塩			
31	アルギン酸アンモニウム			
32	アルギン酸カリウム			
33	アルギン酸カルシウム			
34	アルギン酸ナトリウム			
35	アルギン酸プロピレングリコールエステル			
36	安息香酸			
37	安息香酸ナトリウム			
38	アントラニル酸メチル			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
39	アンモニア			
40	イオン			
41	イオン交換樹脂			
42	イソアミルアルコール			
43	イソオイゲノール			
44	イソ吉草酸イソアミル			
45	イソ吉草酸エチル			
46	イソキノリン			
47	イソチオシアネート類			
48	イソチオシアン酸アリル			
49	イソバレルアルデヒド			
50	イソブタノール			
51	イソブチルアルデヒド			
52	イソプロパノール			
53	イソペンチルアミン			
54	L-イソロイシン			
55	5'-イノシン酸二ナトリウム			
56	イマザリル			
57	インドール及びその誘導体			
58	5'-ウリジル酸二ナトリウム			
59	γ-ウンデカラク톤			
60	エステルガム			
61	エステル類			
62	2-エチル-3, 5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3, 6-ジメチルピラジンの混合物			
63	エチルバニリン			
64	2-エチルピラジン			
65	3-エチルピリジン			
66	2-エチル-3-メチルピラジン			
67	2-エチル-5-メチルピラジン			
68	2-エチル-6-メチルピラジン			
69	5-エチル-2-メチルピリジン			
70	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム			
71	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム			
72	エーテル類			
73	エリソルビン酸			
74	エリソルビン酸ナトリウム			
75	エルゴカルシフェロール			
76	塩化アンモニウム			
77	塩化カリウム			
78	塩化カルシウム	無水物		
79	塩化第二鉄			
80	塩化マグネシウム			
81	塩酸			
82	オイゲノール			
83	オクタナール			
84	オクタノ酸エチル			
85	オクテニルコハク酸デンプンナトリウム			
86-1	オルトフェニルフェノール			
86-2	オルトフェニルフェノールナトリウム			
87	オレイン酸ナトリウム			
88	過酸化水素			
89	過酸化ベンゾイル			
90	カゼインナトリウム			
91	過硫酸アンモニウム			
92	カルボキシメチルセルロースカルシウム			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
93	カルボキシメチルセルロースナトリウム			
94	β-カロテン			
95	ギ酸イソアミル			
96	ギ酸ゲラニル			
97	ギ酸シトロネリル			
98	キシリトール			
99	5'-グアニル酸二ナトリウム			
100	クエン酸	無水物		
101	クエン酸イソプロピル			
102-1	クエン酸一カリウム			
102-2	クエン酸三カリウム			
103	クエン酸カルシウム			
104	クエン酸第一鉄ナトリウム			
105	クエン酸鉄			
106	クエン酸鉄アンモニウム			
107	クエン酸三ナトリウム	無水物		
108	グリシン			
109	グリセリン			
110	グリセリン脂肪酸エステル			
111	グリセロリン酸カルシウム			
112	グリチルリチン酸二ナトリウム			
113	グルコノデルタラクトン			
114	グルコン酸			
115	グルコン酸カリウム			
116	グルコン酸カルシウム			
117	グルコン酸第一鉄			
118	グルコン酸ナトリウム			
119	L-グルタミン酸			
120	L-グルタミン酸アンモニウム			
121	L-グルタミン酸カリウム			
122	L-グルタミン酸カルシウム			
123	L-グルタミン酸ナトリウム			
124	L-グルタミン酸マグネシウム			
125	ケイ酸カルシウム			
126	ケイ酸マグネシウム			
127	ケイ皮酸			
128	ケイ皮酸エチル			
129	ケイ皮酸メチル			
130	ケトン類			
131	ゲラニオール			
132	高度サラシ粉	有効塩素 60%		
133	コハク酸			
134	コハク酸一ナトリウム			
135	コハク酸二ナトリウム	無水物		
136	コレカルシフェロール			
137	コンドロイチン硫酸ナトリウム			
138	酢酸イソアミル			
139	酢酸エチル			
140	酢酸カルシウム			
141	酢酸ゲラニル			
142	酢酸シクロヘキシル			
143	酢酸シトロネリル			
144	酢酸シンナミル			
145	酢酸テルピニル			
146	酢酸デンプン			
147	酢酸ナトリウム			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
148	酢酸ビニル樹脂			
149	酢酸フェネチル			
150	酢酸ブチル			
151	酢酸ベンジル			
152	酢酸1-メンチル			
153	酢酸リナリル			
154	サッカリン			
155	サッカリンカルシウム			
156	サッカリンナトリウム	無水物		
157	サリチル酸メチル			
158	酸化カルシウム			
159	酸化ゲンブン			
160	酸化マグネシウム			
161	三二酸化鉄			
162	次亜塩素酸水			
163	次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素 4%		
164	次亜硫酸ナトリウム	85%		
165	2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン			
166	シクロヘキシルプロピオン酸アリル			
167	L-システイン塩酸塩			
168	5'-シチジル酸二ナトリウム			
169	シトラール			
170	シトロネラール			
171	シトロネロール			
172	1, 8-シネオール			
173	ジフェニル			
174	ジブチルヒドロキシトルエン			
175	ジベンゾイルチアミン			
176	ジベンゾイルチアミン塩酸塩			
177	脂肪酸類			
178	脂肪族高級アルコール類			
179	脂肪族高級アルデヒド類			
180	脂肪族高級炭化水素類			
181	2, 3-ジメチルピラジン			
182	2, 5-ジメチルピラジン			
183	2, 6-ジメチルピラジン			
184	2, 6-ジメチルピリジン			
185	シュウ酸			
186	臭素酸カリウム			
187	DL-酒石酸			
188	L-酒石酸			
189	DL-酒石酸水素カリウム			
190	L-酒石酸水素カリウム			
191	DL-酒石酸ナトリウム			
192	L-酒石酸ナトリウム			
193	硝酸カリウム			
194	硝酸ナトリウム			
195	食用赤色2号			
195-2	食用赤色2号アルミニウムレーキ			
196	食用赤色3号			
196-2	食用赤色3号アルミニウムレーキ			
197	食用赤色40号			
197-2	食用赤色40号アルミニウムレーキ			
198	食用赤色102号			
199	食用赤色104号			
200	食用赤色105号			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
201	食用赤色106号			
202	食用黄色4号			
202-2	食用黄色4号アルミニウムレーキ			
203	食用黄色5号			
203-2	食用黄色5号アルミニウムレーキ			
204	食用緑色3号			
204-2	食用緑色3号アルミニウムレーキ			
205	食用青色1号			
205-2	食用青色1号アルミニウムレーキ			
206	食用青色2号			
206-2	食用青色2号アルミニウムレーキ			
207	ショ糖脂肪酸エステル			
208	シリコーン樹脂			
209	シンナミルアルコール			
210	シンナムアルデヒド			
211	水酸化カリウム *	*		
212	水酸化カルシウム			
213	水酸化ナトリウム *	*		
214	水酸化マグネシウム			
215	スクラロース			
216	ステアリン酸カルシウム			
217	ステアリン酸マグネシウム			
218	ステアロイル乳酸カルシウム			
219	ステアロイル乳酸ナトリウム			
220	ソルビタン脂肪酸エステル			
221	D-ソルビトール *	*		
222	ソルビン酸			
223	ソルビン酸カリウム			
224	ソルビン酸カルシウム			
225	炭酸アンモニウム			
226	炭酸カリウム(無水)			
227	炭酸カルシウム			
228	炭酸水素アンモニウム			
229	炭酸水素ナトリウム			
230	炭酸ナトリウム			
231	炭酸マグネシウム			
232	チアベンダゾール			
233	チアミン塩酸塩			
234	チアミン硝酸塩			
235	チアミンセチル硫酸塩			
236	チアミンチオシアン酸塩			
237	チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩			
238	チアミンラウリル硫酸塩			
239	チオエーテル類			
240	チオール類			
241	L-テアニン			
242	デカナール			
243	デカノール			
244	デカン酸エチル			
245	鉄クロロフィリンナトリウム			
246	5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン			
247	2,3,5,6-テトラメチルピラジン			
248	デヒドロ酢酸ナトリウム			
249	テルピネオール			
250	テルペン系炭化水素類			
251	デンプングリコール酸ナトリウム			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
252-1	銅塩類 (グルコン酸銅)			
252-2	銅塩類 (硫酸銅)			
253	銅クロロフィリンナトリウム			
254	銅クロロフィル			
255	d l- α -トコフェロール			
256	トコフェロール酢酸エステル			
257	d- α -トコフェロール酢酸エステル			
258	D L-トリプトファン			
259	L-トリプトファン			
260	トリメチルアミン			
261	2, 3, 5, -トリメチルピラジン			
262	D L-トレオニン			
263	L-トレオニン			
264	ナイシン			
265	ナタマイシン			
266	ナトリウムメトキシド			
267	ニコチン酸			
268	ニコチン酸アミド			
269	二酸化硫黄			
270	二酸化塩素			
271-1	二酸化ケイ素			
271-2	微粒二酸化ケイ素			
272	二酸化炭素			
273	二酸化チタン			
274	乳酸			
275	乳酸カリウム			
276	乳酸カルシウム			
277	乳酸鉄			
278	乳酸ナトリウム			
279	ネオテーム			
280	γ-ノナラクトン			
281	ノルピキシシンカリウム			
282	ノルピキシシンナトリウム			
283	バニリン			
284	パラオキシ安息香酸イソブチル			
285	パラオキシ安息香酸イソプロピル			
286	パラオキシ安息香酸エチル			
287	パラオキシ安息香酸ブチル			
288	パラオキシ安息香酸プロピル			
289	パラメチルアセトフェノン			
290	L-バリン			
291	バレルアルデヒド			
292	パントテン酸カルシウム			
293	パントテン酸ナトリウム			
294	ビオチン			
295	L-ヒスチジン塩酸塩			
296	ビスベンチアミン			
297	ビタミンA * 3	*		
298	ビタミンA脂肪酸エステル * 3	*		
299	ヒドロキシシトロネラル			
300	ヒドロキシシトロネラルジメチルアセタール			
301	ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン			
302	ヒドロキシプロピルセルロース			
303	ヒドロキシプロピルデンプン			
304	ヒドロキシプロピルメチルセルロース			
305	ピペリジン			